

首里城正殿に関する建築史年譜

高 良 倉 吉

(沖縄県立博物館)

A Chronological Table on the Reconstructions of the Main Hall in Shuri Castle

Kurayoshi TAKARA

(Okinawa Prefectural Museum)

I、序 言

首里城復元の事業が目下急ピッチで進められているが、国は正殿を含む諸建造物を復元し城郭部分を公園的に整備する作業を、県は城郭外を補助公園として整備する作業をそれぞれ分担している。筆者はその中でとくに首里城正殿の復元に関係しており、これまで歴史資料を検討して復元のための情報を若干追求してきた。その成果は『首里城正殿基本設計報告書』(昭和62年3月、沖縄総合事務局開発建設部)、『首里城関係資料集』(同上)などに反映させていただいた。

筆者の関心は、500年以上の歴史をもつ首里城の変遷を文献資料を通じて把握することにある、この変遷史と行政組織としての首里王府の推移を関連づけて理解することにおかれている。そして、当面する課題として、こうした歴史資料の中から復元に必要な情報をいかに抽出するか、というテーマを設定した。

本稿は、首里城正殿に関する建築関連資料の抜粋・要約記事を年譜的に整理したものであるが、その大半は前記報告書、資料集においてすでに紹介したものである。しかし、その後の調査による若干の補足を挿入し、今後の研究のためのタタキ台のつもりで整理・提示してみた。なお、時期は琉球処分までとし、総括的所見は年譜の後に述べる。

II、正殿関係年譜

〔年代〕	〔記事及び事項〕
1392 (洪武25)	・中山王察度、数丈の高楼を建造し以て遊観に備うという。
1453 (景泰4)	・国王……朝会の時、三層殿上に坐し、群臣は冠帯を具して庭下に拝す、 という(『李朝実録』)。 ・志魯・布理の乱起り、満城火起り府庫焚焼すという。
1458 (天順2)	・万国津梁の鐘を鑄造し正殿に掛着するという。
1459 (天順3)	・尚泰久王、本国王府失火して倉庫、銅銭、貨物延焼す、と中国皇帝に報告する(『明実録』)。
1508 (正徳3)	・首里城に丹墀・石欄・龍柱をおくという。
1509 (正徳4)	・百浦添欄干之銘なる。宮殿の全面に欄干なく、青石を削り左右の基壇に欄干を設置して中華宮殿の制にならう。また、欄干に動植物の様々な彫刻をほどこし、その傍らに銘を刻み、尚真王の十一科の勝事を述べて以て欄干の柱に題すという。 ・始めて丹墀に石欄・龍柱を建つという(『球陽』)。
1534 (嘉靖13)	・冊封使陳侃来琉。正殿に至れば、巍然として山の巔に在り、龍亭を正中に設けて大封の拝礼を行う、と述べる。
1562 (嘉靖41)	・冊封使郭汝霖来琉。反って西なる者を以て正殿と為す。閣二層、上は寢室と為す。中は朝堂となす、と述べる。
1576 (万暦4)	・天界寺火患に遇い、火勢はげしく禁中の「高世層理殿」に移焼すという(『向姓家譜』湧川家)。
1579 (万暦7)	・冊封使蕭崇業来琉。また、西に向く者七間は、此れを以て正と為す。殿閣は二層、上は寢室と為し、中は朝堂と為す、と述べる。
1606 (万暦34)	・冊封使夏子陽来琉。正殿は閣二層にして、上は詔勅を安奉し、並びに儀従を蔵貯するの所たり。中は朝堂にして、臣下、言を伝えるのとき、閣下の簷前に侍立す、と述べる。
1633 (崇禎6)	・冊封使従客胡靖、「杜天使冊封琉球真記奇観」を著し、殿前は一曠坪にして数千人を容れるべし……層閣三あり、閩省の鼓楼に類す。巍然として高く聳え、足は雲根を躡う。中層は垂簾を環らす。簾は龍鳳の文を綴る……殿前の両石龍は高さ数丈ばかりなり、と述べる。
1647 (順治4)	・向姓6世朝賢、7月6日奉神門普請奉行に任ぜらる。
1660 (順治17)	・9月27日子の時、倏然として火を失し、王城宮殿を焼き尽くし、王、大美殿へ移居すという。
1661 (順治18)	・向象賢、正殿復旧の援助を薩摩に陳情するため上国す。

- 1662 (康熙1) ・向姓6世朝賢、君誇御普請総奉行に任ぜらる。
 ・同朝賢、10月7日西之御殿御普請総奉行に任ぜらる。
 ・「御城御普請中種々御物払帳」^(d)成る(散逸)。
 ・城普請につき合力米一年分の上納免除を薩摩に訴える。
- 1663 (康熙2) ・冊封使張学礼来琉。時に国殿未だ修造ならず、故に大美殿において冊封の礼を行うという。
- 1666 (康熙5) ・蘇巨昌(儀保親雲上為宜)、御城竜柱修造の命を受け、石材を求めて7月7日「安渡喜」(渡名喜)に到り、8月29日帰帆、9月3日小禄間切具志村に到り、同28日石車を求めて10月に用石を収納、起工して次年(1667)6月に竜柱を造り了える、という(『笑古漫筆』)。
- 1669 (康熙8) ・尚貞王即位。国殿の修造未だ成らず、故に大美殿にて即位の礼を行う。
 ・王殿を建造するとき、使を久米島に遣わして材木を分採せしむ。久米島の夫地頭比嘉、王使の令を奉じ、民を率いて山林に入り、多くの材木を海辺に牽出し、転じて水中より牽きて船に至り、三日ならずして材木皆船に到る、という。
- 1670 (康熙9) ・古より国殿ならびに宮室の楼台は、皆木板を用いてこれを蓋う。今番改めて蓋うに瓦を以てし、以て壯麗鞏固を致す、という。
 ・向姓4世朝敷、御城重修惣奉行に任ぜられ、2月12日起工して、百浦添、ならびに左右廊下、金御殿、寄満、南風之御殿、御番所、広福門、漏刻門、瑞泉門、歛会門、首里門、内外の両番所、久慶門、右掖門、淑順門、美福門、継世門を經營し翌年2月14日に成る。
- 1671 (康熙10) ・国殿を重修し、王、禁城に移る、という。
- 1673 (康熙12) ・向象賢、『羽地仕置』の中で、先年、城が火災に逢ったものの、蔵方衰微につき作事ままならず、数年間、王府は大美御殿に平屋住居する羽目となった。再建策を講じ、三年の内に城普請は成就して、前々よりりっぱになった、と吹聴する。
- 1682 (康熙21) ・向姓4世朝敷、百浦添修補惣奉行に任ぜらる(4ヶ月)。
 ・毛姓7世盛員、8月27日百浦添修補の総奉行に任ぜらる(11月15日に成就す)。
 ・始めて国殿に五彩の彫薨を置く。国殿は改蓋するに瓦を以てするも、未だ彫薨を設けて以て外飾となさず。宿藍田(平田典通)、憲令を奉じ遍く四境を巡りて、五彩焼瓷の薬材を取り求め、竜頭彫薨等を製成し、始めて国殿に置き以て壯觀に備う、という。
- 1683 (康熙22) ・冊封使汪楫来琉。殿は西向す。殿上楼あり。王妃・宮嬪聚りて楼中に処る。上に御賜の榜書中山世土の四文字を奉じ、下に一榻の王位を設く。中に孔子像を懸く。絹色蒼黝として近代の物に非ず。此の地は王臣皆登

るを得ず。臣、御筆の在る所を以て、必ず恭しく安榜するの処を瞻んとす。是に於いて国王親ら導き、前楼の梯を以て、檻に当てて立つ。王座の稍々右を去く、と述べる。

- 1686 (康熙25) ・向姓4世向良翰、8月7日百浦添修補惣奉行に任ぜらる(10月26日に竣工す)。
- 1699 (康熙38) ・「御普請御修補日記」^(d)成る(散逸)。
- 1704 (康熙43) ・向姓7世朝睦、百浦添大修補により総奉行に任ぜらる(2月23日~翌年5月25日成就)。
- ・武姓7世宗備、6月21日百浦添御普請奉行に任ぜらる(翌年11月成就)。
- 1709 (康熙48) ・11月18日、尚益王即位。20日丑時(午前1時~3時)に至り、国殿および南北諸殿、尽く焼燼に遭う、という。
- ・「御城炎上付一卷」^(d)成る(散逸)。
- 1710 (康熙49) ・王城回祿し、宮殿を建てることを稟明するため、向氏伊江按司朝嘉を遣わす。7月18日、薩州に到り、11月10日回国す。
- 1711 (康熙50) ・「康熙五十年辛卯正月日記」所収の「重建国殿記」に、塀前の竜柱および各石欄、歴年既に久しく、或いは傾壊致し、遂に皆改めせしむ云々、とある(「笑古漫筆」)。
- 1712 (康熙51) ・向姓9世鳳彩、3月2日重修国殿総奉行に任ぜらる。
- ・先年、王城回祿し、将に宮殿を修造せんとす。而して材木欠乏す。今、疏文を具し、薩州に求買す。是れに由りて、薩州太守吉貴公、材木一万九千五百二十五本を寄贈し、以て禁城宮殿の修造を補う、という。
- 1715 (康熙54) ・「御普請一件書類(表題欠)」^(d)成る(散逸)。
- 1718 (康熙57) ・「御普請一件書類(表題欠)」^(d)成る(散逸)。
- 1719 (康熙58) ・冊封副使徐葆光来琉。王殿九間、皆西に向かう。殿楼の上に、御書中山世土の四字の大榜を供す。即ち王宮なり。前殿の庭方広数十畝にして、左を南楼とし、北向す。右を北宮とし、南向す、と述べる。
- 1722 (康熙61) ・百浦添普請の儀、評定所において詮議さる。その要点は、百浦添は元のようにし高は下げてもよい。君誇門は、中央は高く左右は相応に下げてもよく、北京の太和門と同様でよい。石デিশおよび竜柱はこれまで通り。石デিশならびに下の御庭欄干はこれまで通り、と具申される。「此時竜柱欄干を唐に注文さるや否やについても詮議があったが、中に此節始めての御用であれば果たして唐に於て応ずるや否やも疑問であるし、且つ船に積込も困難であるといふので決定せられなかったやうである」という(「笑古漫筆」)。

- 1728 (雍正6) ・翁姓7世盛寿、百浦添御普請により命を奉じて御材木取調奉行として国頭地方に到る(7月29日～9月20日)。
- ・向姓6世朝良、百浦添大破により新たに造営のため7月5日百浦添修補奉行に任せらる。10月23日改名して百浦添普請奉行と称す。翌年1月26日起工して7月30日成る。
- 1729 (雍正7) ・正殿重修さる。上下の分を明らかにするため国殿の宝座を改めて正中に設け、国殿を唐玻豊と改字するという。
- 1737 (乾隆2) ・「山奉行所規模帳」布達さる。御本殿普請用材としてのカシノ木、ヨスノ木の伐採禁止などを述べる。
- 1747 (乾隆12) ・「山奉行所規程帳」布達さる。御本殿普請にカシノ木を用い20年に一度づつ普請してきたが、物いりゆえ、檜木普請とし、耐久性を増すべく檜木仕立方などを述べる。
- 1748 (乾隆13) ・「就山山総計条々」布達さる。御本殿を20年に一度づつ雑木をもって普請してきたが、物いりゆえ、檜木調とし、檜木仕立方などを述べる。
- 1750 (乾隆15) ・この頃蔡温、「独物語」を著す。御本殿を20年に一度づつ雑木をもって普請してきたため国庫の支障となったこと、この節より檜木を手広く仕立るようにしたこと、御本殿その他雑木調の御殿を皆檜木調とすることにしたこと、などを述べる。
- 1751 (乾隆16) ・「山奉行所公事帳」布達さる。百浦添は雑木により20年余ごとに改めてきたが、物いりゆえ、耐久性を増すべく杣・檜木調に変えることとし、よって杣・檜木仕立方などを述べる。
- 1756 (乾隆21) ・冊封副使周煌来琉。王殿は山頂に在り。康熙元年(1662)燬く。五十一年(1712)重建す。……殿は九間、左右夾室一、……中階は七級、石欄周護し、花鳥を雕刻して頗る工整う。殿上に楼有り、御書楼と為す。……御庭は方広数十畝、三道を分砌し、方磚之に鋪く。……殿屋は皆固樸、柱礎多く、一間に二十余柱を用うるに至る、と述べる。
- 1761 (乾隆26) ・「百浦添御入目惣帳」^(a, b)成る(散逸)。
- 1766 (乾隆31) ・中山王居宅大破につき、作替又は修補料として2,600貫文の借金を9月28日付で薩摩に願ひ出る。工事はその年の暮から来春にかけての予定という(『琉球館文書』)。
- 1767 (乾隆32) ・国王居宅普請料の借金は銀でなく銅錢でもらいたい、と2月2日付で薩摩に要請する(『琉球館文書』)。
- ・「百浦添御普請日記」^(a, b)成る(散逸)。
- 1768 (乾隆33) ・6月9日、午を過ぐるの時候、大地震あり。王城の石牆数十カ所、併びに三ヶ寺、玉陵・極楽陵の石牆処々、地震の壊す所となる。其の外、諸方に亦損所有り云々、という。

- 1768 (乾隆33) ・鄭孝徳、重建百浦添記を起草す。前年9月3日に工を興し、この年2月26日柱を監し、3月12日梁に上し、6月□日を以て成を告げ、吉を19日に撰んで新殿に遷御す、という。
- ・6月26日、王殿修完するに因り、主上、大美御殿より神殿に遷る。
 - ・「百浦添御殿普請付御絵図並御材木寸法記」^(a, b, c)成る (現存)。
 - ・「百浦添御普請日記」^(d)成る (散逸)。
- 1800 (嘉慶5) ・冊封使李鼎元来琉。「使琉球記」の中で周煌同様の記述を掲ぐ。
- 1803 (嘉慶8) ・「百浦添御普請日記」(～嘉慶16)^(d)成る (散逸)。
- 1811 (嘉慶16) ・王殿を重修す。
- ・「百浦添御殿御普請日記」(一)^(a, b)成る (散逸)。
- 1834 (道光14) ・「注文扣〔下庫理日方〕」^(e)成る (現存)
- 1836 (道光16) ・「西御殿御普請日記」^(d)成る (散逸)。
- 1839 (道光19) ・「図帳〔勢頭方〕」^(e)成る (現存)。
- 1842 (道光22) ・「百浦添御殿御普請日記」(二)^(a, b)成る (現存)。
- ・「百浦添御殿御普請日記」(三)^(a, b)成る (～道光26年、散逸)。
 - ・「百浦添御普請日記」(～道光26年)^(a, b)成る (散逸)。
- 1844 (道光24) ・蘇姓9世憲寛、12月18日百浦添御普請筆者となる。
- 1846 (道光26) ・同憲寛、9月13日百浦添普請成就につき褒賞さる。
- ・百浦添殿重修す。
- 1866 (同治5) ・「御冠船之時御座構之図」「御冠船之時御道具之図」^(e)成る (現存)。
- 1877 (光緒3) ・正殿失火あるも大事に至らず。
- 1879 (明治12) ・国王尚泰、王城を出て中城御殿に移る (琉球処分)。

〔年譜注〕各文書に注記された a、b、c、d、e は以下の意味である。a は『御蔵本目録』(旧尚侯爵家所蔵)に登場するもの、b は『郷土資料目録』(戦前沖縄県立図書館所蔵)のもの、c は鎌倉芳太郎コレクション(沖縄県立芸術大学所蔵)のもの、d は『旧琉球藩評定所書類目録』(旧内務省所蔵)に登場するもの、e は沖縄県立博物館所蔵のものである。

Ⅲ、正殿の変遷について

年譜を一覧すると、正殿を含む首里城全体が全焼もしくは全焼に近い被害を受けた事態が三件ある。志魯・布理の乱(1453年)の戦火による焼失、1660年9月27日の失火による全焼、1709年11月20日の焼失である。これらの焼失に対する再建事業の過程を見ると、志魯・布理の乱後の再建の年代は今のところ不明である。しかし、状況から推定して、万国

津梁の鐘が鑄造され正殿に掛着された1458年までには再建されたと見てよい。

1660年の焼失後の再建は財政的な事情により大いに困難をきわめたらしい。王府は大美御殿に仮住いを余儀なくされ、1663年の冊封、1669年の新王即位の大礼も首里城で挙行することができず、大美御殿でとりおこなわざるをえなかった。再建が実現したのは、焼失からかぞえて10年後の1671年2月14日であった。この再建にあたって尽力したのが向象賢で、とくに財政的裏付けは彼の働きによるものであったと思われる。この再建で注目すべき点が二つある。一つは、正殿のみならず首里城の施設全般が再建の対象とされたことである。これは、焼失による被害の大きさを物語ると同時に、再建の際の財政的負担の大きさを示している。二つ目は、正殿の象徴ともいべき龍柱が作り直され、いわば龍柱2世が登場したことである。龍柱は一对で、南側の1本は2個の石を、北側の1本は3個の石をつないで彫刻され、寸法は高さ1丈、角9寸8分、面の横張り9寸5分、鼻先より後に2尺1寸、後曲3尺、人中より唇先4寸5分、角の長さ1尺5分であった（比嘉朝健「琉球の石彫刻龍柱」）。いうまでもなく作者は蘇巨昌（儀保親雲上為宜）であり、1667年6月に仕上がっている（この2世龍柱の残欠は沖縄県立博物館に所蔵されている）。

1709年の焼失に対する再建は、依然として財政事情は厳しかったとはいえ、前回に比べると比較的スムーズであったようだ。3年後の1712年には再建を達成しているからである。再建の具体的な事情を知る記事はないが、この時龍柱3世が誕生している。新龍柱はそれぞれ2個の石をつないで仕上げしており、寸法は高さ1丈3寸、角9寸1分、埋1尺8寸、面の横張り1尺3寸3分、鼻先より後に2尺3寸、後曲3尺1寸6分、人中より唇先9寸5分、角の長さ1尺2寸6分であるから2世よりひとまわり大きいものであった。説明するまでもなく、戦前の写真等で知られ、現在沖縄県立博物館正面玄関口にあるものがこの3世龍柱である。作者は趙氏謝敷筑登之親雲上宗相であった（前掲比嘉）。

以上が主な焼失および再建の推移であるが、年譜を一覧すればおのずから明らかなように、正殿はしばしば重修・改修工事が施されている。

尚真王代の欄干の造営と龍柱（1世に相当）の設置、1682年の修補および彫薨の装飾、1686年の修補、1704年から翌年にかけての大修補（1709年の焼失は修補直後の事件であった点に注意）、1722年の普請、1728年から翌年にかけての大普請、1766年頃から1768年にかけての大修補事業、1803年の普請、1811年の重修、1842年から1846年にかけての普請、など規模の大きい修理・改築がしばしば施されている。再建のような一時的な負担はいうにおよばず、こうした定期的な建築費の支出も王府財政を圧迫したであろう。18世紀の20年代から本格的に展開される杣山管理対策は、材木需要に対応して山林資源の保全を図り、同時にまた資源の高度化を目指すものであったが、首里城正殿との関連でいえば、再建・改築用材の確保とともに、耐久年数のアップを目指すべく用材の高度化を施策として展開

したことがわかる。蔡温がいうように、雑木による20年ローテーションから檜木などの耐久材使用によるより長いローテーションへの転換、が為政者のとるべきみちであり、このような施策の背景に王府の財政事情が横たわっていたのである。

年譜をたどると、正殿は3度にわたる焼失を画期として4期に区分できると思う。1期は首里城の創建から1453年の志魯・布理の乱による焼失まで。2期は乱後の再建から1660年の焼失まで。3期は1671年の再建から1709年の焼失まで。4期は1712年の再建からすくなくとも琉球処分まで、である。すでに報道されているように、目下進められている正殿の復元は4期の正殿の復元を基本原則としている。

以上、手元にある史料にもとずいて首里城正殿に関する若干の建築史的年譜を作成してみた。参照すべき史料はまだ山ほどもあるが、いずれ補足を加えていきたいと思う。諸学兄のご教示を切に希望したい。

IV、参考文献

年譜作成にあたって以下の文献資料を参照した。主なものを列記して掲げる。

『球陽』（球陽研究会編『球陽』）、『中山世譜』（伊波普猷ほか編『琉球史料叢書』）、『李朝実録』（嘉手納宗徳編『李朝実録琉球関係史料』）、『明実録』（和田久徳編『明実録の沖縄史料』）、沖縄県教育委員会編『金石文』、『那覇市史』資料篇第1巻の3（冊封使録）、『那覇市史』資料篇第1巻の7（首里系家譜）、『沖縄県史料』前近代1。

なお作成年代が不明なため年譜に挿入できなかったが、以下の史料がかつて存在したことがわかっている。まず、『御蔵本目録』『郷土史料目録』に「百浦添御普請付勅書御迎公事帳」「百浦添御普請中日記並御造畢御祝儀公事帳」「百浦添西之御殿南風之御殿御普請並御修補日記」「百浦添御普請付木遣日記」「御寝廟御普請付惣総帳」「御城中並諸所御普請御修補請取払帳」「百浦添御普請絵図日記」「百浦添御普請絵図帳」「百浦添御普請御絵図並日記」「冠船付下庫理日記」「百浦添御普請日記」などの史料名が登場する。また、『旧琉球藩評定所書類目録』にも「御普請修補帳」「御普請修補帳〔表題欠〕」「御普請修補帳〔表題欠〕」などの史料が出ている。年譜に掲げた史料同様これらの記録も散逸しており、閲覧できない点が惜まれる。